

全 員 協 議 会 記 録

令 和 6 年 8 月 3 0 日

【開催日】 令和6年8月30日（金）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午後3時～午後3時44分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	古豊和恵
議員	前田浩司	議員	松尾数則
議員	宮本政志	議員	森山喜久
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	吉永美子		

【欠席議員】

議員	山田伸幸		
----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
----	-----	------	------

【付議事項】

議運決定事項について

午後3時 開会

高松秀樹議長 それでは全員協議会を始めます。本日、山田議員は所用のため欠席です。本日の付議事項、議運決定事項について、議会運営委員長の報告を求めます。

(宮本政志議会運営委員長 登壇)

宮本政志議会運営委員長 皆様、お疲れさまです。それでは第29回、第30回の議会運営委員会のうち一般質問の在り方の部分のみになりますけれども、議運決定事項の報告をいたします。決定事項1、一般質問の在り方についてです。一般質問の在り方の見直しを行った結果、令和6年8月26日付で、試行的に令和6年第3回9月定例会において、通告書を資料1のとおり変更し、また、発言時間をこれまでの「70分（執行部の答弁時間を含む。）」から、「30分（執行部の答弁時間を含まない。）」に変更することに決定し、同日、全議員に周知しました。なお、試行期間においては、申し合わせ事項の変更等は行わず、前述以外のルールは従来どおりとすることとしました。また、一般質問とは、議員が市長等に対して行財政全般にわたる執行状況、将来の方針、行政の課題等の疑義をただし、又はその所信を問うことで、市長の政治姿勢及び責任を明確にさせること及び現行の政策を是正させ、又は新規の政策を採用させることを目的とする場であることを確認しました。また、一般質問の方法については、次のことに注意しながら行わなければならないことを確認しました。市民に分かりやすいような声量、発音、テンポを意識して行うこと。質問の趣旨や論点を明確にすること。専門用語や略称・略語など難しい言葉を多用しないこと。ある地域のみを利益を追求することなく、全体の奉仕者であることを念頭に置いて質問を行うこと。通告外の質問を行わないこと。資料は、分かりやすい一般質問とするために必要な範囲で作成し、その使用に当たっては必ず議長の許可を得ること及び資料の内容を十分に説明すること。以上で報告を終わります。

(宮本政志議会運営委員長 降壇)

高松秀樹議長 ただいまの報告に対しまして、質問はございますか。

中島好人議員 8月26日に議長から各議員宛てに、一般質問の通告書及び発

言時間の変更並びに通告書の書き方についてという通知がメールで来ました。私は1日遅れて27日に見たんですけども、あまりにも性急過ぎるんじゃないのかということで、28日に私たち日本共産党は、議長に対して、一般質問の発言時間の変更について申入れを行いました。議会運営委員会では、この間委員外議員も含め一般質問の時間短縮については反対の意見もあったにもかかわらず、全議員の権利としての一般質問を全員協議会も行わず議会運営委員会のみで決定してよいものか。しかも、一般質問の様式変更にしても、この時点では8月29日の午前中までが一般通告書の締切りとした中でのものでした。現在は台風10号の影響で9月2日に変更されています。共産党市議団がこうした内容の申入れを議長に対して行ったわけです。これを受けて今回の全員協議会の開催となったのか、まず議長にお尋ねしたいと思います。

高松秀樹議長 議運決定事項の報告なので、議会運営委員長に質疑していただけますか。ここで私が言ってしまうと、議運決定したことが意味をなくすことになりかねません。今の質問は、議会運営委員長への質問ということでもいいですか。

中島好人議員 全員協議会の招集は議長が行うということで、まずは議長に聞いたわけですけども、これは駄目だということなんですか。

高松秀樹議長 その部分だけお答えします。全員協議会を招集したのは、議員の皆さんに丁寧な取り計らいをするために今回招集をいたしました。その他のことについては議会運営委員会の委員長が回答いたします。

宮本政志議会運営委員長 今、中島議員の質疑の中に、委員外議員の反対意見があったということがありました。そして、今日の全員協議会の前にもう一度全員協議会を行うべきであったという意図だったと思います。一般質問通告書のことにも触れられておりました。1問ずつ具体的に質疑していただかないとお答えのしようがないんですが、中島議員、どうで

しょうか。

高松秀樹議長 中島委員、せっかくの機会ですので、一問一答で行きましょう。

中島好人議員 議会運営委員会の中で一般質問の在り方について審査してきたということなんですけども、それは誰が提起したのか、お尋ねいたします。

宮本政志議会運営委員長 今回の一般質問の在り方の変更については、議会運営委員会のほうで預かったわけですが、私の解釈が間違っていないのであれば、中島議員は「誰がそうしろと言ったのか」ということを聞かれたんだと思います。そもそも会派創政会から一般質問の在り方について、内容、通告書、時間等を含めて議会運営委員会の中で議論をしてくれという提案がございました。その結果、今日の報告をしたことにつながっております。

中島好人議員 一般質問について検討してほしいということについては、創政会の中から出たということですね。先ほど報告があったかも分かりませんが、その理由、根拠という点について、創政会から「一般質問のことについて論議してほしい」ということがあり、議会運営委員会にかかったわけです。その具体的な内容というのはどういうものだったんでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 先ほど報告しましたとおり、一般質問とはということ報告しております。本来の一般質問の趣旨や目的に対して現状がどうなのかというところから、創政会は一般質問の在り方を議会運営委員会の中で議論してほしいと申入れ、この件が始まっております。

中島好人議員 現状とか一般質問の目的とか、そういうことを考えてほしいというのがあったわけですね。そうすると、要するに現行の70分から

新たに30分に変更することによって、そのことが実現できるということなんでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 実現できるといいますか、本来の一般質問の目的や趣旨に沿った在り方となるよう、試行的にこのたび議員も持ち時間が30分で、執行部の答弁時間に制限は加えないという結果にしたわけでございます。中島委員、もう少し詳しく、答えやすいという形で質疑してください。回答に困るんです。

中島好人議員 そうですか。では、敬意を表して。私が思うには、それぞれの議員の中で、一般質問はもっとこうしたらいいんじゃないか、主張ばかりじゃなくて市長にただすべきじゃないかなど、いろいろな問題はあろうかと思えます。70分の一般質問は、議員の権利としてあるわけですよ。それをどう使うかということについては、議員の権利としてあるわけですから、その時間を自分の主張に充てるか、執行部の答弁に充てるかは……だから、そういう権利を時間を縮めて30分にしていくことによって、言わんとする目的とか、先ほど言われた一般質問の在り方とか、そういうものが実現できるということではないと思っています。現状の在り方でも十分切磋琢磨して市長にただすことはできると思えます。30分に削ってそれができるとは思いません。どういう理由で30分に削るのか。

宮本政志議会運営委員長 今の中島議員の私に対する質疑を聞いてもよく分かるんですが、最後の部分、10秒ぐらいで済むような質疑ですよ。しかし、最初に権利の話が出たり、いろいろな話が出たりして、今の質疑には1分ぐらいかかったのかな。一般質問は、本来質問する場です。先ほどから申しておりますように、一般質問の本来の趣旨、目的を考えて、自己主張の場ではなく、質問するべき場ですから、簡明に質問すれば時間は足りると思います。それから、一般質問は議員の権利なんだから時間を短くするべきではないと言われたと最終的に受け止めたんですが、

そう受け止めたとして、今から答弁してもいいですか。それでよろしいですね。（うなづく者あり）そうしますと、中島議員が議員の権利だというのは、議会基本条例第11条「議員は、一般質問を行う権利を有します。」という部分をおっしゃっているんだと思います。ここを前提として権利とおっしゃったんですか。それを確認させていただいてから答弁をしたいと思います。

中島好人議員 一般質問を行うことができる権利でありますね。

宮本政志議会運営委員長 では、中島議員の権利、その定義を教えてください。

中島好人議員 各議員が一般質問を行う時間として決められているのは、70分間を議員が行うことができるという権利です。

宮本政志議会運営委員長 中島議員、権利っていうのは、一般的に「ある物事を自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格、能力」のことです。これが一般的に権利と言われています。この一般的な権利の解釈の「ある物事」というのが、このたびで言いますと一般質問を指すと思います。そうすると、中島議員は、一般質問というのは議員の権利だ。つまり、自由にできるものなんだと。そういう解釈で今まで一般質問に取り組んで来られたんですか。

中島好人議員 各議員には一般質問の権利がそれぞれ全員に与えられているわけです。議員は、市民に選挙で選ばれて、市民の負託に応じて、市勢発展のために選ばれたわけです。十分にその時間を保障するのが当然のことじゃないかと思っています。また、二元代表制、市長と議会が対等なものごとを進めていく中では、議員、議会の権限が拡大していくことこそが議会改革につながると考えています。だから、それぞれ全議員が持っている一般質問ができる権利です。

宮本政志議会運営委員長 先ほど権利の一般的な解釈を申しました。自由とはそのルールの中での自由です。会議規則、申し合わせ事項といったところでルールがあり、一般質問というのは特に申し合わせ事項にルールを設けておるわけなんです。このたびの一般質問を30分に変えたというのは、議会基本条例第11条が保障しております権利を別段逸脱するようなことにはつながらないと議会運営委員会では解釈しております。

中島好人議員 僕は権利そのものが縮小されているんじゃないかと。要するに、70分間は各議員が与えられた一般質問の時間的権利です。これは往復ですけども、それをどういうふうにするかっていうのも議員の判断です。30分も議員が自由に使える時間帯ですよ。ということは、70分から30分に縮小されることになるんじゃないか。そういうことでは、今の二元代表制の中で議会改革に後退しているのではないか、逆行している一般質問の在り方ではないかと、これを見たときに思ったわけですけども、どうなんでしょうか。

宮本政志議会運営委員長 70分というのは、執行部の答弁も含めて70分ですよ。それを今回、議員の持ち時間のみで30分と規定したわけです。30分にすると一般質問の時間が短くなるので、70分議員がしゃべれる時間がある、質問ができる一般質問の方がいいとおっしゃっているのかな。そうすると、70分間とは、1問の質問を69分間議員が自己主張も入れしゃべって、残りの1分で執行部に答弁してもらうという一般質問でもいいということなんですか。

中島好人議員 あまりにも極端な話をしているよね。そういうことじゃなくて、それぞれ自分の持ち時間が40分になるのもあるかもしれませんし、50分になるかもしれませんけども、それぞれそこの中の（聴取不能）してあることは確かなので、在り方としてそれは問題があるというのはまた別の問題じゃないか。僕はそう思うんですよ。ですから、実際に通告書の出し方を変えてみようなど、そういうことは手法によっていろいろ

考えられることはあるかもしれませんが、総体的に時間の縮小は、議員それぞれの発言時間が少なくなると考えるわけです。

宮本政志議会運営委員長 議会運営委員会の記録をしっかりと見ていただければいいんですが、時間を短くしようということありきで始まったわけではないんですよ。本市議会の一般質問の在り方として、先ほども言いましたように、一般質問とはどういうものなのかという前提で、一般質問が果たしてきちんと行われているだろうか。先般、一般質問を行った際に議員の質問時間と執行部の答弁時間も計っております。そのデータを基にすると、幾人かの議員は一般質問の中で、70分の中で6割から7割発言していました。残りが執行部の答弁時間でした。6割から7割発言されている議員の一般質問を鑑みたときに、一般質問ですから質問すべきなんです。自己主張したり1回の発言で同じことを何度も繰り返したり、本来の一般質問の目的や趣旨に沿っていない在り方になっているのではないかと。議場の中で緊張感を持った一般質問をするべきです。市民の方が見られていて、緊張感を持って一般質問をする必要がある。そういった論点から、70分ではなく、議員の持ち時間を30分にするという議論に入ったわけです。ですから、議会運営委員会では、今回の変更が一概にその権利を侵害するとは思っておりません。「議員の持ち時間は30分」と、試行的に決めたわけでございます。ですから、中島議員、9月定例会の一般質問で一般質問をして、そして、過去70分のうち40分、45分質問時間に時間を費やしていたが、このたび30分になって10分、15分減ったと。だから、これだけ一般質問の目的が達成できなかったという具体的な例をぜひ出していただきたい。そして、また12月定例会の一般質問に向けて議会運営委員会で議論していきますので、委員外議員として出席して、我々が納得できるようなデータと論拠を示していただければと思いますけど、いかがですか。

中島好人議員 私がどうこうという問題じゃなくて、これは全議員に関わる問題だと思っています。議員の時間は制限され、執行部は無制限と聞いて

います。執行部は言いたいことをずっと言える。議員は時間を気にして、言うことも短縮しなければならない。こういう内容になっていくのではないか。執行部は無制限でしょう。議員は30分の制限でしょう。それで権利を侵害したことにはならないという理由が分かりません。これは、私が頑張れなどの問題じゃないんじゃないですか。

高松秀樹議長　ここで皆さんに申し添えておきます。今、執行部は持ち時間が無制限というお話がありました。もちろん時間的には無制限となります。しかしながら、執行部には、先日、局長から「執行部の答弁については質問されたことにのみ答えてくれ」と執行部に申し入れておりますので、過去のように長々しゃべる事はないです。さらに、そういうことがあると議長から注意するようにいたしております。つまり、議員側の質問と執行部は答弁について、お互いに精度を上げて、緊張感を持ってやってくれと申しています。執行部の部分について、そのような懸念はないと思います。中島議員から全議員のことという話がありました。ほかの議員で、この報告について質問がある方は、この際質疑していただければと思います。

矢田松夫議員　それでは、簡潔に一問一答方式で委員長に質問いたします。本日の資料は、タブレットで見たこの内容だけですね。はっきり言いますと、分かりにくいです。なぜ30分にしたのかということです。先ほど委員長から、緊張感を持たせるために30分にしたと。全体で60分ですけど、これをしたことが緊張感なのかどうなのかということなんです。具体的な例を挙げて、例えば、こういうことだから緊張感が高揚すると、そういった一般質問になると、こういうふうに答えていただければ分かると思うんですが、いかがでしょうか。

宮本政志議会運営委員長　30分になった経緯について、議会運営委員会の中で議論がほとんどない状態で30分に決まったわけではございません。委員外議員の方からも70分にしておくべきだ、変更するべきでない

いう御意見が出ました。あるいは、35分と、70分の半分の時間にすべきという御意見もございました。そして、先ほど言いましたけども、6月定例会の一般質問では11名が行いました。全議員の持ち時間は70分で、これはみんな一緒ですね。それに対して、実際に質問を行った時間、それから執行部の答弁時間について、大変分かりやすいデータを事務局が用意してくれました。そういったデータを基にして、そして各会派の意見も加えて議論を交わし、委員外議員の御意見も考慮しながら、最終的に30分と決定しました。30分の根拠は、今、申し上げたところでございます。

矢田松夫議員 私が言いたいのは、今回二つの課題があって、一つは発言時間を全体60分ということと同時に、発言の趣旨、発言通告書ですか、この二つが大きな課題でありますね。私は今日、実は出したんですけども、膨大な資料になりました。普通、私はもう一本勝負でぱっと書きます。今まで議長からいろいろな注意も受けたんですけど、今日出すのに3枚にかかったと。普通1.5枚ぐらいなんですけどね。そのことが結果として私はよかったと思いますよ。なぜかって、市民に分かりやすいように書くからで、これは賛成するんです。ただ、時間を30分に限定することについては、私は反対せざるを得ない。反対する理由は、やっぱりここで丁々発止やるんです。もう少し時間が要る場合にどうするのかと。時間が要るといえるのは、追及してチェック機能を働かせる場合に10分縮めてなるものかという気持ちがあって、反対せざるを得ないと。同時に、今までの代表質問のときには、代表質問に賛成する側の会派から、代表質問については60分じゃないかと。一般質問は70分じゃないかと。10分得するじゃないかという意見もあったわけです。だから、70分の中で執行部とのやり取りをするべきだと。30分は少し時間が足りないということなんです。だから、今までどおり70分にしてほしいと思います。結論から言いますと、やっぱり最初の委員長報告に対して、議長から「質問がありますか」って言ったら「異議なし」っていう声が出るぐらいですから、もう多勢に無勢です。もう議会運営委員会で決ま

ったから、もう私が言ったって駄目なのかもしれないけど、今回の問題は全議員が対象なんですよ。全議員が行う一般質問の在り方ですから、皆さん方もやっぱりここで議論しないといけないと思うんです。でも、30分が、60分がいいというのであれば、いいというのをここで出さないといけないと思うんです。出す必要がないんですかね。

高松秀樹議長 聞いていますと、議会運営委員会の議論の蒸し返しが行われております。これについて、先ほど議会運営委員長は試行だと申しました。だから、この議運決定を遵守して、この9月定例会はこれをぜひ施行していただいてその上でどうなのかという検証をすべきだと思います。そのほかの議員から質問がなければ、これで質問を打ち切ります。よろしいですか。

矢田松夫議員 私から提案したいと思います。試行であれば、申し合わせ事項の発言時間はこのままにしておくんですか。そうであれば、今回の議運決定と今までどおりの70分を選択制にする方法は取れないんですか。

高松秀樹議長 矢田議員、今の話は議会運営上認められないと認識してください。御不満な点は、会派に属している皆さんにももちろんあると思います。こういう問題について、全議員が満足する結論が得られることはありません。しかし、皆さんの中での、いわゆる不満足の満足という中で、今回は試行期間ということで一回取り組んでいただいて、不具合が生じるのであれば、また議会運営委員会が検討されると思います。議長としては、今回の議運決定を重く見てこのまま行きたいと思います。今、2人の議員が質問されましたが、今回は議員持ち時間30分ということで一般質問を組も立てていただきたいと思います。矢田議員は、通告書を既に出されていますよね。質問されましたが、一応そういう形でやられると私も考えております。中島議員も含めて協力していただきたいと思います。よろしいですか。

中島好人議員 私も通知を見て、通告書は前回も詳しく出しましたけども、今回も準備しているわけです。2日までに延びてよかったと思っています。猶予が1日しかなくて細かくするととなると、今、1の質問に対して10項目、11項目になっているわけです。分かりやすくはなるので、こういう意識はいいかなと。具体的に分かりやすくっていいかなという感じはしたんです。これはこれで新しい挑戦で、目的なり方向性なりを行おうとしているのかというのが分かりやすいなとは思っています。しかし、これと時間短縮との整合性は取れない。努力する方向はいっぱいあるけども、それが時間短縮したらできるのか。何の関係もない。最後に主張として述べておきます。

矢田松夫議員 一つ提案したいんですが、先ほど議運運営上駄目だということでしたが、先ほど申しあげましたように、今回の案件は全議員が対象となる案件でありますので、3人で一つの会派ができるのであれば、平均的に3人に1人ぐらいが一般質問して、試行的にどうであったかという体感をしてほしいということを希望して申し送って行きたいと思います。

高松秀樹議長 どういう意味ですか。

矢田松夫議員 会派は3人で一つの会派ができるとなっています。平均的に20人を3で割ったら大体言うことが分かるでしょう。それは私の希望です。

高松秀樹議長 それは矢田議員の意見だと思います。いずれにしても、今回は、議会運営委員会で決めたように、試行期間ということですので、一般質問される方はしっかりと気をつけて、また、されない方もこの持ち時間30分が一体どうだったのかということを含めてやっていただきたいと思います。この背景には議会運営委員長が申しましたように、緊張感の維持があります。緊張の維持というのは、後ろで聞いている住民の話もあるので、それを考えてです。今のやり取りを聞いていましたら、

皆さん発言が長いですね。結局、そういうところを改善していこうということが議会運営委員会の中で意見として出ましたので、それを尊重して30分だということになると思います。そういうことも含めて、取りあえず試行ですので、皆さん、一度やってみましょう。その上でまた協議すべきことがあったら、したらいいと思います。議会運営委員長、何か意見がありますか。

宮本政志議会運営委員長 今、議長がおっしゃったことはもうごもっともです。分かりやすく説明していただきました。中島議員、矢田議員、私よりもはるかに議員経験が長いベテランの2人でございます。先ほど申しましたけど、今後、ぜひ委員外議員として出席されて、今のような御意見をしっかり言っていただき、そして、言うだけでは駄目ですよ、そこにしっかりとした、議会運営委員が納得できる論拠を示していただいて、委員外議員の皆さんの御意見が議運決定事項になるようにしっかり意見を述べていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡山明議員 議長から言われたんですけど、一般質問の在り方の見直しということで、70分から30分に変更すると。一般質問するとき、今までは70分でございましたので、今回は終了時間がどうも調整できないんじゃないかと。今までの半分でも35分ですが、これが30分となると、終了時間が調整できなくて、タイムアウトの可能性が出てくると。議長、今回運営上の話で、例えば、6項目の中で質問が途切れる可能性があるということは認めてもらえますか。

高松秀樹議長 言われるのは、質問項目があって、30分の持ち時間の関係上、途中で終わることを容認してもらえるかということですか。（うなずく者あり）容認というか、私は時間に忠実に議事を進めますので、時間が来たら切ります。議員の皆さんは、もちろん30分の持ち時間の中で計算して一般質問の通告を出されると思います。それは70分であっても一緒ですよ。

岡山明議員 いやいや、そう言われるんですけど、今までの半分といたら35分ですよ。今回はそれ以下の30分なんです。今まで以上に個人の話す時間が5分短いという状況になります。それで途中で切れる、タイムアウトする可能性があるということで、その辺は認めていただきたいと思っています。

高松秀樹議長 本会議運営とすれば、途中で終わったことに対しては、私が批判すべきではなくて、住民が批判する話になると思います。だから、議員の皆さんはそこを考慮の上で時間内に収まるようにしていただきたいと思っています。先ほど申しましたように、執行部のほうは時間を決めておりません。岡山議員が30分で一般質問を組み立てて、最後の質問が29分50秒で終わって、あと10秒しか残らなかったとします。その場合にも執行部サイドにはしっかりと答えていただきますので、そこは問題ないと思います。だから、取りあえず30分で終わるような組立てをしていただければいいと思います。もちろんそれに対して議長は注意しません。ただ終わるだけです。皆さん、よろしいですか。

岡山明議員 そういう状況であれば、最初に議長から、今回の一般質問に関しては議員の発言時間は30分という旨を発言されるんですか。

高松秀樹議長 それは全く考えておりませんでした。今、そういう御指摘がありましたので、一般質問の冒頭に仕組みを変えた旨を議員の皆さん、傍聴の皆さんに呼びかけることはやぶさかではないと思っています。そういうことを言ってもいいと思っています。先ほど言いましたけど、不満もあるかと思いますが、試行ということで一度試してみて、しっかりとした一般質問を組み立てていただきたいと思っています。ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で全員協議会を終わります。

午後 3 時 4 4 分 散会
